



2022年2月28日

各 位

会 社 名 株式会社ウィル
代 表 者 名 代表取締役社長 坂根 勝幸
(コード番号：3241)
問 合 せ 先 取締役 友野 泉
役 職 ・ 氏 名
電 話 0797-74-7272

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年2月28日開催の取締役会において、下記のとおり、「定款一部変更の件」を2022年3月29日開催予定の第27回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年3月29日(火) 予定
定款変更の効力発生日 2022年3月29日(火) 予定

以上

現行定款・変更案対照表

(下線部分に変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="132 304 732 383">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p data-bbox="132 398 732 719"><u>第 15 条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p data-bbox="395 779 467 813">(新設)</p> <p data-bbox="395 1402 467 1435">(新設)</p>	<p data-bbox="1066 304 1137 338">(削除)</p> <p data-bbox="762 831 978 864"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p data-bbox="751 925 1461 1055"><u>第 15 条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p data-bbox="810 1070 1461 1245">2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p data-bbox="1082 1312 1129 1346"><u>附則</u></p> <p data-bbox="751 1406 1461 1727"><u>第 1 条</u> <u>変更前定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第 15 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="810 1742 1461 1872">2 <u>前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 15 条はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="810 1888 1461 2018">3 <u>本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>